○農林水産省告示第千九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡天川村大字北角一五九の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

大字北角一五九の一（次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字北角一五九の一（次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び天川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村駒場一六九六の一から一六九六の六まで、智里四〇九〇の二、四一七四の一三、四一七四の四一、四二五九の七五〇、四二五九の七七四、四二五九の七七五、四二五九の一〇七三、四二五九の一〇八三から四二五九の一〇八九まで、高森町大島山七三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県大町市八坂字山麻苧欠ノ上九九二のイの一の乙、安曇野市明科東川手一四四六六から一四四六八まで、下伊那郡天龍村平岡四〇五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに関係市役所及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県岡谷市川岸字唐沢五二一一の四、五二一一の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字振草字上粟代若栃五、六、九、字上粟代貝久保二五、二六、豊田市大野瀬町ミミスリ山三の二、二七の三、二七の四、二九の七、三二の五

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字戸頭露四一の一、四三の一、四七、四八、大字西薗目字河内二〇の四、二一の一（次の図に示す部分に限る。）、二二の二、豊田市万町町飛ヶ入九、一〇、一〇の一、一九の二、一九の四、二一の一、二一の二、二四の一、二四の六、桑原町洞一五八から一六〇まで、一六一の一、一六一の四から一六一の六まで、一六二から一六五まで、一六五の一、五三九、五四〇の二から五四〇の五まで、五四三、日下部町大平一〇の二、一一、二夕宮町毛川一四から二五まで、二六の一から二六の三まで、二七、二八、二八の一、二九の二から二九の四まで、二九の六から二九の九まで、二九の一二から二九の一八まで、二九の二三から二九の二六まで、三二、三三、三四

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字戸頭露四七・字河内二〇の四・二一の一一・飛ヶ入九・一〇の一・二一の一・二四の一・二四の六・洞一五八・一五九・一六一の一・一六一の四・一六三・一六五・五四〇の二から五四〇の五まで・五四三・大平一一・毛川一四から一七まで・二〇・二五・二七・二八・二八の一・二九の二（以上三十筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁並びに豊田市役所及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市川合字西山二の二、字八石一二の一、中島字方ノタワ三、字松ノ平一〇、一九、一九の一、布里字七久保五九の三三の二〇、五九の三六の二、五九の三六の一三から五九の三六の一六まで、五九の九五、五九の一〇、五九の一一

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。